

帳票番号	帳票名称	対象 (帳票への意見・ 印字項目への意見・ その他)	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		WT事前確認		WT前整理		
					地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	確認項目	構成員回答	対応方針	WT対象
1	特徴年度更正リスト	帳票への意見	【帳票概要（帳票の用途）】 年度を指定し、特徴の更正のあったものリスト	【帳票概要（帳票の用途）】 会計年度を指定し、翌年度に年度更正すべきものを抽出したリスト					翌年度分が前年度中に納入されたものを対象としていることが在りづくため。	反映する	●	【提案】帳票概要の「年度」を「会計年度」とする。	・異議ありません。（E市）		
1	特徴年度更正リスト	帳票への意見	年度を指定し、特徴の更正のあったものリスト	年度を指定し、特徴の更正のあったものおよび更正対象予定（4・5月分収納済対象）を抽出するリスト					帳票への意見	反映する	●	【提案】構成予定のものを追加する。	・異議ありません。（E市）		
3	取入集計表	印字項目への意見		年度、税目、金額及び件数等の項目を整理すること。				事務処理の効率化に寄与するため。		反映する	●	【提案】年度、税目、件数が分かることを帳票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
3	取入集計表	帳票への意見		消込の集計表 税別、納付形態別等で抽出条件を指定できること 月次や年次で抽出条件を指定して出力できること				事務処理の効率化に寄与するため。		反映する	●	【提案】抽出条件を帳票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
3	取入集計表	帳票への意見	EUCで代替可	EUCで代替不可					EUCで出力されるデータはどの時点で連携されているデータなのか、当市においては夜間に連携したデータが出力されるので、消込前の確認のための取入集計表をEUCで出力することは想像できない。任意の時点でのデータを連携後も保持していない限り、代替は不可と考える。	反映する	●	【提案】EUC代替不可とする。	・EUC代替不可に異議はありません。 修正の根拠には「消込前」という記載がありますが、No.477には「消込の集計表」とあります。 帳票番号6「消込集計表」の存在から、こちらの帳票が消込前のものであると推測することはできますが、この帳票も含めてこの段階（消込の前後やそれ以前の連携データ等）にあるかを、言葉の定義も含めて明確でないと思われるためとさせていただきます。（A市） ・確認項目の記載に異議はありません。（E市） この処理にかかわらず、任意の時点でのデータを保持できないものについては、バッチ処理を行った時点のデータをCSVファイルでも出力できるようにしてほしいです。（K市）	・帳票概要に「消込前」と明記している。業務フロー用語集等でも整理します。 ・CSV出力は、共通要件に定義している以下のEUC機能で対応可と想定します。 ・EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当する業務に必要なデータを抽出できること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を条件保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。 ・標準仕様書上、EUCでの代替が認められている帳票については、システム導入時に抽出条件を設定すること。	●
4	年金特徴収納集計表	印字項目への意見		年金保険者毎の件数を追加すること。				事務処理の効率化に寄与するため。		反映する	●	【提案】年金保険者毎の件数を帳票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
4	年金特徴収納集計表	帳票への意見	EUCで代替可	代替不可					処理後、次年度までの確認、保管に必要なため	反映する	●	【提案】EUC代替不可とする。	・EUC代替不可でも問題ないと思いますが、帳票として保管が必要な理由が記載されていません。慎重によるものとするは標準化を機に運用を変更できると考えます。（A市） ・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
6	消込集計表	帳票への意見	【帳票概要（帳票の用途）】 消込の集計表 税別、納付形態別等で抽出条件を指定できること 月次や年次で抽出条件を指定して出力できること。 代替可否（内部帳票） 代替不可	【帳票概要（帳票の用途）】 消込の集計表 税別、納付形態別等で抽出条件を指定できること 日付や期間を指定して出力できること。 代替可否（内部帳票） EUCで代替可			月次や年次に限らず、報告期間など一定期間に限った抽出も必要であるため CSVデータ等により納付状況の分析を行い、市税収納環境の向上を図るため		反映する	●	【提案】任意の期間を指定して出力できるように修正する。	・日付や期間という記載は曖昧です。納収日（または処理日、収納日など）の範囲を指定して、等の特定が必要と考えます。（A市） ・確認項目の記載に異議はありません。（E市）	・「任意の期間を指定して」で対応可能と想定します。		
8	取入集計表	帳票への意見		【エラー内容毎に分類されていること】追加。					No28消込エラーリスト、No30OCR/インテータエラーリスト等が出力されることから、それらのリストと突き合わせることも考えられるので、エラー内容毎に分類されていることが望ましい。	反映する	●	【提案】No7にエラー内容が分かることを帳票概要に追加する。	・帳票番号3取入集計表との違いがわかりません。「取消込」の定義が必要と考えます。（A市） ・確認項目の記載に異議はありません。（E市）	・「消込エラー集計表」に修正しています。	

8	仮消込集計表	帳票への意見		法人市民税の消込先不定による仮消込分については、別途一覧となつて出力されていること。		法人市民税の場合、更正前の状態（消込先不定状態）で消込処理を行う可能性が多いにあるため			反映する	●	【提案】税目を選択できることを帳票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
8	仮消込集計表	帳票への意見	EUC代替可	代替不可			消込前の金額確認が容易にできるよう、表として体裁を整える必要があるため		反映する	●	【提案】EUC代替不可とする。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
8	仮消込集計表	印字項目への意見	詳細仕様不明	仮消込エラー対象者の詳細（納税義務者番号、対象徴収年度、課税年度、税目、期別、本税額、延滞金額、督促手数料）も出力できるようにしてほしい。				仮消込中（消込エラー）の場合は、正消込ができない理由（原因）を判断するため、納税義務者番号相違等の詳細な情報が必要となるため	反映する	●	【提案】消込エラーリストの帳票概要に納付明細が出力されることを追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
9	退職分納付リスト	印字項目への意見	-	通知書番号、氏名・名称、調定年度、課税年度、月別、収入日、Nコード 括弧番号、Nコード 括弧番号、税額、納付番号、確認番号を記載すること			左記の項目について記載がないと、業務遂行に支障がある。		反映する	●	【提案】納税義務者情報、納税情報、束番号等が分かることを帳票概要に追加する。	・異議ありません。（A市） ・異議ありません。（E市）		
11	収納日毎収納リスト	印字項目への意見	指定された日付、期間の収納について、収納額等を記載したリスト	指定された日付、期間の収納について、収納額等を記載したリスト				仕様の補足	反映する	●	【提案】納税義務者、納税情報、納付方法等が分かることを帳票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
11	収納日毎収納リスト	帳票への意見	指定された日付、期間の収納について、収納額等を記載したリスト	指定された日付、期間の収納について、税目ごとの現年度か過年度かで内訳した収納額等を記載したリスト			歳入（税収入）の資金計画に利用するため。		反映する	●	【提案】税目・現年度・過年度別の内訳が分かることを追加する。	・帳票についての指摘ではありませんが、「過年度」の定義が必要と考えます。今年徴収するもので課税の根拠が過去の年度にあることを指していることが多いと思いますが、会経レベルでは滞納繰越しているものを「過年度」と呼んでいる人もいるため、明確にすべきと考えます。（A市） ・確認項目の記載に異議はありません。（E市）	・用語集で定義します。	
12	連絡リスト	印字項目への意見	-	-				詳細仕様までは不明だが、どの納付方法で納付がされたか帳票識別できるようにしてほしい	反映する	●	【提案】納付方法が分かることを帳票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
12	連絡リスト	帳票への意見	-	連絡ツール自体にエラーはないが、誤った処理により連絡ツールが作成され、連絡ツールへの取消しできないものもリストも加える。連絡ツールが作成されず、連絡のみ作成されて30日以上経たないものも注意を要する場合などを想定 例：コメント等で連絡ツールが作成されたが、実際には資金を払っていないにもかかわらず連絡ツールへの取消しできない。 印字項目は登録日、領収日、調定年度、課税年度、宛名番号、通知書番号、氏名・名称、納付番号、確認番号、本税額、督促手数料額、加算金額、延滞金額、納付額合計、納期間、納付区分（「D」に「納付」や「出先納付」等）とする。	連絡ツールにはエラーはなく、正常に連絡ツールが作成されているが、それが誤った操作などにより作成された、作成されるべきではない連絡ツールがリスト化し、削除処理の対象とする必要がある。 そのリストがなければ、正確な収納データの維持ができない。 必ず確認が必要な内容を印字した調定であるので、自動出力されることが望ましく、代替不可とする			要検討	●	【確認】連絡不一致リスト帳票の要件を確認させていただく。	・ご指摘のような、対応する連絡取消も情報も来ていないという事例にあつたことはありません。当連絡リストの抽出条件に連絡取消済み分、連絡到着済み分を含めるか否かを加えれば別帳票としては不要と考えます。（A市） ・事業がないため、コメントせず（B市） ・作成されるべきではない連絡ツールというものを連絡データの送信時点で識別できるか疑問である。（E市） ・現行システムでは該当帳票なし。（F市） ・現状運用はなく、意見があるような事例もありません。そのため、当市では必要性は低いと考えます。（I市） ・EUCで確認できれば不要です。（K市）	・不要との意見のため、帳票としては定義しません。汎用EUCで対応可能と想定します。		●
14	確認リスト	帳票への意見	……確認があった対象者を出力するリスト	対象者、税目・現滞・合計額を出力するリスト			会計課報告用に集計表が別途必要になるため。		反映する	●	【提案】納税義務者情報、納税情報（税目、現年度/過年度、納付額等）が分かることを帳票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		

14	権限リスト	印字項目への意見						詳細仕様までは不明だが、どの納付方法で納付がされたか横票個別できるように欲しい	反映する	●	【提案】納付方法が分かることを横票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
15	連絡エラーリスト	印字項目への意見		税目、収納額、納付番号、確認番号、領収日を記載すること				左記の項目について記載がないと、業務遂行に支障がある。	反映する	●	【提案】納付済通知書を一意に特定する番号、領収日等を横票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
17	権限エラーリスト	印字項目への意見		税目、収納額、納付番号、確認番号、領収日を記載すること				左記の項目について記載がないと、業務遂行に支障がある。	反映する	●	【提案】納付済通知書を一意に特定する番号、領収日等を横票概要に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
27	年金特徴消込データ作成状況表	帳票への意見						どの収納グループまで消込準備ファイルが作成されているかがあるが、ここでいう収納グループが何を指すか、具体的に記載すべき。	反映する	●	【提案】収納グループは年金保険者を指すため、記載を見直す。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
29	M P N 送信エラーリスト	帳票への意見	【帳票名称】M P N 送信エラーリスト	【帳票名称】M P N 受信エラーリスト				横票概要から読取るにMPN納付の結果取込時におけるエラーリストである。そのためなら「送信」ではなく受信エラーリストとした方がよいと考える。一方、「送信」が正しいのであれば、横票概要の内容を見直すべきと考える。	反映する	●	【提案】M P N 受信エラーリストとする。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
31	口座振替開始通知	帳票への意見		用紙欄が専用紙（圧着ハガキ）になっていますが、圧着ハガキを使用していない自治体もあるので、汎用紙用の横票も用意いただきたい。				圧着ハガキを使用していない自治体もあるため。	反映する	●	【提案】汎用紙を必須、圧着ハガキをオプションとする。 ・圧着欄がないという問題ではないが、であれば、収納に際さない共通の議題としてあげる必要があります。そうでない場合、この横票について圧着はがきは避けていると考えます。(A市) ・異議ありません。(E市) ・どちらか選択できるようにできないか。(F市) →問題ない (J市) ・当市では圧着ハガキではないが、ハガキで送付しています。(K市)	・全国職員でもハガキを利用しているという意見はなく、圧着ハガキと専用紙をそれぞれ定義しています。改めて圧着ハガキに統一できないか確認させていただきます。 ・また、APPLICより圧着ハガキを利用している自治体も多く、カスタマイズ発生の原因となるため、レイアウトを標準化すべきとの意見があります。	●	
31	口座振替開始通知	印字項目への意見	印字なし	宛名番号、口座申込日、口座振替開始年度・期別、納期限、通知日	適用開始年月日と口座振替開始年度・期別は異なる場合があるため、その混乱を避けるため、また、納期限を印字することで、連絡先の確認を促すため。			市民から問合せがあった場合、宛名番号により対象者を識別し、履歴情報等を確認する必要があります。	要検討	●	【確認】登録内容の適用開始年月日について、口座振替開始年度・期別に変更しても問題ないか。 【提案】 ・口座申込日、通知日を追加する。 ・宛名番号を納税義務者別の横票には全て印字する。	開始年度・期別への変更について異議ありません。(A市) ・複数の科目の場合、適用開始年月日が分かれるわけではないか (B市) ・期別が口座振替開始年度・期別ではなく、適用開始年月日に記載してほしい。(E市) ・期別の可能性はあるため、開始年月日以降の期別から開始という取り合いは難しい。(F市) ・登録内容の適用開始年月日については口座振替開始年度・期別で問題ないと考えます。 ・宛名番号については、基本的に内部向けの番号と考えており、市民向け通知に印字すべきではないと考えます。対象者期別のためであれば、対象税目の通知番号を記載すれば足りるのではないかと。(G市) ・【確認】 →問題ない (J市) ・【提案】 ・口座申込日 →口座振替申込日？管理していない、追加すべきでない。(J市) ・通知日を追加する。 →問題ない。(J市) ・宛名番号を納税義務者別の横票には全て印字する。 →宛名番号とは何か、明確に定義したい。各自治体の回答を待っている、類似する用語に、「宛名コード」「納税義務者番号」「識別番号」「整理番号」等々があるように、どう整理しているか？ (J市) →(J)の横票印字項目.xlsxにおいて、反映されていない横票があるが、どのように整理しているか？ →当市においては、「宛名番号」という概念が存在していないからなので、任意課税年度における課税名義(①A②Aはか2名③Aはか3名④Aはか3名(⑤とは、共有者が何人か異なる))は、全て異なる納税義務者番号を持つとして別記してきた。市民にとって自治体にとっても、誰の税金を納めるのかを明確にすることが重要であると考えます。 (納税人設定がある場合は納税人宛も含む) 納税義務者別の横票にはすべて、「(納税人設定がある場合は納税人だけではない) 宛名(課税名義)と区別する番号」を記載すべきと考える。(J市) ・口座振替開始年度・期別への変更で問題ありません。 通知日の印字も問題ありません。 申込日は不要と考えます。 宛名番号は職名情報のため印刷不可です。(K市)	・期別、年月日を併記することとします。 ・宛名番号は宛名コードを想定しています。 ・口座申込日は、納税義務者から申込があった日を意図している。	●
31	口座振替開始通知	印字項目への意見	(項目なし)	No.17 振替科目明細/振替方法備考 納付方法が各期納付が全期前納がわかること				納税者にお知らせすべき内容と考えるため	反映する	●	【提案】各期納付が全期前納が記載できるよう備考欄を追加する。	・異議ありません。(E市) →全期前納を取り扱っていないため、オプションで良い (J市)		

31	口座振替開始通知	印字項目への意見		通知書番号					固定資産税については、単有、共有といった同一納税義務者に複数の納税通知書が届く場合があり、納税通知書毎に口座振替の申し込みが印刷となっている。本欄票は「税目」という項目があるが、その項目だけでは納税通知書分のもので納税義務者に伝わらないため、なお、「税目」が軽自動車税については、通知書番号を印字する必要はありません。車両ごとに口座振替の申し込みが不可能なため。	反映する	●	【提案】備考欄を追加し通知書番号を記載できるようにする。	・異議ありません。(E市) →№312に記載のため、(納税人設定がある場合は納税人宛も含む) 納税義務者の欄票にはすべて、「(納税人設定がある場合は納税人宛も含む) 本来の課税名義(固定における共有・単独等を区別する番号を記載する)と考えるが、通知書番号が年度ごとに連番で付番される場合、次年度に届く通知と当該番号が食い違ってしまふ。そのため口座振替のよに単年度ではな継続することを前提としているものは通知書番号と馴染まず、年度を越しても変わらぬ番号を通知すべきと考える。(J市) →また、№312の記載と同様に、「通知書番号止はいつかなくなる概念なのかも、明文化すべきと考える。当市において、現行ヘンターと次期ヘンターで定義がことなため、大変混乱した。(J市)		
31	口座振替開始通知	印字項目への意見		加入理由				依頼書による加入なのか、それ以外の理由による加入なのか、区別するため。(例：義務者異動のための職権による加入)	依頼書による加入なのか、それ以外の理由による加入なのか、区別するため。(例：義務者異動のための職権による加入)	反映する	●	【提案】理由を記入できるよう備考欄を追加する。	・特筆すべき理由があるときのみ印字する備考欄であれば異論はありません。(A市) ・今後、依頼書による申し込みだけでなくWeb口座振替受付サービスでの申し込みも増えるため、理由を記入できるようにしていただく方がよい。(E市) ・加入理由は必要なし。 任意で備考欄にテキストを登録できる仕様であれば問題ない。(F市) ・不要と考えます。(K市)	・備考欄は自治体ごとに設定できるものを想定しているため、追加します。	
31	口座振替開始通知	印字項目への意見		通知書番号・発行日(通知日)・公印・処分番号(通知者名)を印字				固定資産税は共有等で通知書番号が異なるので必須。	固定資産税は共有等で通知書番号が異なるので必須。	反映する	●	【提案】公印を追加する。	・お知らせの類の欄票という認識のため必須項目ではないと考えます。(A市) ・異議ありません。(E市) ・当市では公印は印字していません。(K市)	・必要との意見もあるため必須とします。共通要件にて、公印の印字有無を選択できることとしています。	
31	口座振替開始通知	帳票への意見	「開始通知」	「開始(変更)通知」				新規だけでなく、口座の変更する市民もいるため。	新規だけでなく、口座の変更する市民もいるため。	反映する	●	【提案】帳票タイトルを「開始(変更)通知」とする。	・異議ありません。(E市)		
31	口座振替開始通知	印字項目への意見		口座名義人はカナ出力のみ、漢字出力は不要				金融機関側は口座番号とカナで、振替可百利印を行うため、納税義務者にもカナの登録内容を確認が必要である。	外字、略字の使用等、同一人でも依頼書毎に内容が異なることがあるため、直接振替に必要な項目を出力しないことで、漢字の統一性確認を省略できる。	反映する	●	【提案】口座名義人(カナ)に修正する。	・異議ありません。(E市)		
31	口座振替開始通知	印字項目への意見		新規口座振替登録者への注意書きに、「課税が無い方は振替はありません」といった内容の記載を追加希望。※任意でテキストを登録できれば追加不要。						次年度から課税になることが分かっている場合等、前もって口座登録をする方へ誤解を与えないようにするため(口座登録日から直近の振替日が記載されてしまう場合を想定)。	反映する	●	【提案】備考欄を追加する。	・異議ありません。(E市)	
31	口座振替開始通知	帳票への意見		同一口座の場合、複数税目を1枚の票で出力すること					税目ごとに票書打ち出すよりも、費用等が軽減できるため	要検討	●	【確認】複数税目の帳票の要否、現行の運用を確認させていただく。	・ご提案のとおり、必要と考えます。(A市) ・複数税目は必須(B市) ・税目ごとに出している。また、固定資産税については、同じ所有形態でも行政区が異なればそれぞれ出している。(E市) ・同じタイミングでの申請であれば、複数税目が1枚に出力される。ただし、全期・各期が異なる場合は、別帳票になる。(F市) ・現状口座振替開始通知の運用はありません。同一口座複数税目申し込みであれば、1枚にまとめることは事務処理上効率的かつ市民にもわかりやすいため、必要と考えます。(I市) →納税義務者宛で、同じ口座であれば、複数口座を兼用して1枚の通知(ハガキ)を送付している。(J市) ・現行では複数枚になっています。(K市)	・複数税目を1枚で出力している構成員がいるため、まとめて出力できることとします。	
31	口座振替開始通知	印字項目への意見	なし	発行主体(〇〇市長等)					発行主体が誰なのか明記されていない通知の有用性が確認できないため。	要検討	●	【提案】首長名を追加する。	・お知らせの類の欄票という認識のため必須項目ではないと考えます。(A市) ・異議ありません。(E市) ・当市では印字していません。(K市)	・印字していない自治体もあるため、出力可否を選択できることとします。	
33	口座振替通知書	印字項目への意見	印字なし	車両番号					複数の軽自動車所有している者がいた場合、どの車両が口座振替になっているのかを確認できるようにするため。	反映する	●	【提案】備考欄を追加する。	・軽自動車は納税義務者が所有している車両すべてが口座振替されるので、車両番号の記載は必須でなくても良い。継続検査用納税証明書(庄屋はがき)に車両番号が記載されているので、その5桁に領収済の内容を記載すれば良い。(E市) ・当市では印字していません。 (車両番号単位で口座振替できるのであれば必要だと思います。)(K市)	備考欄は自治体ごとに設定できる想定のため、車両番号が必要な場合のみ活用するために追加します。	

33	口座振替済通知書	印字項目への意見		No.8～22の口座振替詳細、口座振替先の情報は期別毎に記載できるように配慮をお願いします。				期別で振替口座が変更される為、期別毎に振替口座の記載が必要。	反映する	●	【提案】No.8～22はまとめて繰り返しすることを備考欄に記載。	・異議ありません。(E市)		
33	口座振替不納通知書(圧着ハガキ)	帳票への意見	お知らせとして通知する帳票	納付をお願いする納付書				納期によりまますが、毎月口座不納通知書により住民の方に納付していただいている。このため、その件数分督促通知書の送付枚数が減っているため。	反映する	●	【提案】タイトル及び帳票概要を通知書兼納付書であることが分かるように見直す。	・異議ありません。(E市)		
35	口座振替不能通知(圧着ハガキ)	帳票への意見		専用紙(圧着ハガキ)以外の帳票(汎用紙)出力方法の追加。				初期投資費用(印刷台紙、圧着機購入)および維持管理費用の増加が見込まれる。	反映する	●	【提案】汎用紙を必須、圧着ハガキをオプションとする。	・圧着のための機器がないという課題について、全体の方針が必要です。不能通知については圧着はがきが適していると考えます。(A市) ・異議ありません。(E市)		
35	口座振替不能通知	印字項目への意見		振替日				振替日がわかれば問合せに対し帳票の特定が容易になり迅速に回答できるため	反映する	●	【提案】振替日を追加する。	・異議ありません。(E市) ・再振替ができるかは自治体によると思うのでオプションか備考欄への記載でよいのではないかと。思います。(K市)	・振替不能となった振替日を撤回しています。再振替日は「再振替のお知らせ」で別途通知する想定です。	●
36	口座振替不能通知(汎用紙)	帳票への意見	納付書部分含むA4汎用紙	督促状と同様にA4汎用紙の通知書+納付書の形式も可				納付書が印字された専用紙が必要になってしまったため。	反映する	●	【提案】汎用紙を必須、専用紙をオプションとする。	・異議ありません。(E市)		
37	口座振替不能通知実行リスト	印字項目への意見		不能理由が資金不足とそれ以外に分けられるようにする				問い合わせ対応の時間短縮のため	反映する	●	【提案】不能理由が分かることを帳票概要に記載する。	・異議ありません。(E市)		
37	再振替のお知らせ	帳票への意見	汎用紙	専用紙(圧着はがき)				不能通知と同時に発行するものであり、どちらも圧着ハガキで発送したいため	反映する	●	専用紙(圧着はがき)をオプションで追加する。	・異議ありません。(E市)		
38	再振替のお知らせ	印字項目への意見	12年度 13年度分	12 届課年度 13 相当年度				他帳票と表記を合わせました。	反映する	●	12 賦課年度、13 相当年度に修正する。	・税だけでなく保険料も含めた用語の定義が必要です。(介護の仕様書では前年度、賦課年度となっており、賦課年度の意味が税と介護で変わってしまう) (A市) ・異議ありません。(E市) ・不要だと思われます。(K市)	・用語集で整理します。	
46	口座振替集計表	帳票への意見	金融機関ごとの、請求額、振替額、振替不能額等の集計表	金融機関ごとの、請求額、振替額、振替不能額等の集計表 税目別に依頼数・金額、不能数・金額、振替件数・金額が分かるようにすること。 再振替で依頼した口座振替について、振替結果(振替済件数・金額)を税目ごとに確認できること。				税目ごとに振替実績及び再振替実績を集計しているため。	要検討	●	【提案】帳票概要に税目ごと・件数を追加する。 【事務局】再振替分を分けて集計できるかはAPPLICへ確認。	・異議ありません。(E市)		
46	口座振替集計表	帳票への意見	代替可否：EUCで代替可	代替可否：代替不可				実績・結果起案に集計表添付が必要なので、帳票として出力されることを希望。	反映する	●	【提案】EUCで代替不可とする。	・異議ありません。(E市) ・その時点のデータが出力できるならEUCでも可です。(K市)		

48	口座振替リスト	印字項目への意見		義務者住所、宛先住所を表示する					災害等により急遽納期の延長措置等が必要となった場合、被災地域対象者を抽出できる機能が必要のため	反映する	●	納税義務者の住所が分かること	・異議ありません。(E市)		
55	口座登録異動リスト	帳票への意見	口座登録を異動する必要がある対象口座のリスト	(抽出対象を定義する。)					「口座登録を異動する必要がある対象」の記載内容では、印休等の運用等で考えが異なる可能性があり、構築の構築の判断ができないとにも、カスタマイズが発生する懸念があります。	反映する	●	死亡及び解約、廃止希望等、趣旨が分かるように追記する。	・システム上で口座の異動が必要と事前判断できるのは「死亡」「支店統合」の場合のみと考える。 「解約」「廃止希望」の場合は、納税義務者からの直接連絡により口座異動を行う流れであり、システムによる対象抽出で判明することはない。 (E市) ・別件になるが、振替口座の新規・変更・廃止登録ができた段階、期間を指定して抽出するリストも必要である。(登録後、開始通知書を発行する前に入力内容に誤りがないかチェックするためのリスト) (F市)	・死亡「支店統合」に修正します。 ・種別リストは汎用EUCにて対応可能と想定します。	●
56	死亡者リスト	帳票への意見	死亡した納税義務者の対象者リスト	一定期間の間に新たに死亡が判明した納税義務者の対象者リスト				職員が死亡判明後の処理(通知文の発送等)を早く、タイムリーに行えることで、市民の方が通知文を理解しやすく、混乱が生じにくい。 また、納付の機会を逃さないため。	前回の出力リストと比較することなく、期間中新たに死亡が判明した納税義務者を把握したい。 業務量(毎月15分/人程度)の削減可能。	反映する	●	死亡した→一定期間の間に新たに死亡が判明したに修正する。 死亡日と死亡判明日が離れるケースの漏れを防ぐため。	・異議ありません。(E市) ・口座振替に関する死亡者リストということが分かるように定義したほうがよいと思われる。(F市)	・口座振替対象者の旨を追記します。	●
60	口座振替不能通知(申込期間超過)	帳票への意見	(帳票名称) 口座振替不能通知(申込期間超過)	(帳票名称) 口座振替未登録(納付書納付)のお知らせ					一般的に「口座振替不能」とは、口座振替依頼をしたものの何らかの理由(残高不足等)により振替できなかったものを指すと認識している。本帳票は金融機関への口座振替依頼自体ができなかった(間に合わなかった)ものであるため、帳票名称は明確に区別したほうがよいと考える。	反映する	●	【提案】帳票タイトルを口座振替未登録のお知らせに変更する。	・異議ありません。(E市)		
61	過納納金整理表	帳票への意見		重複などの誤納による還付と、税額更正に伴う過納による還付を分けて表示できるようにする				職員の事務量を減らすため		反映する	●	還付理由が分かることを追加する。	・異議ありません。(E市) ・問題ない。(F市)		
62	過納納者リスト	帳票への意見	EUCで代替可	代替不可				リストで出力し作業を行ったため。		反映する	●	【提案】EUCで代替不可とする。	・異議ありません。(E市)		
62	過納納金整理表で出力された過納納者を一元化したリスト	帳票への意見							過納納者のリストを打ち出す理由は、そのまま還付するのか、充当するのかを判断するために必要となります。リストには滞納がある人かどうか分かるようにする必要があります。また、死亡者には相続人代表に還付通知を送る必要がありますので、死亡しているかどうかをわかるようにする必要があります。 市町によっては口座振替により収納した税が更正などにより還付になった場合は、そのまま向に口座に還付することになりますので、振替口座の登録があるかどうかリストに記す必要があります。	反映する	●	【提案】No61過納納金整理表と統合し、収納情報、過納納情報、還付充当情報が分かるようにする。	・【修正の根拠→その他】の中に含まれている「死亡しているかどうか」「振替口座の登録があるかどうか」も追加希望 (E市)	・死亡しているかどうか「振替口座の登録があるかどうか」も追加します。	●
66	還付充当通知書	印字項目への意見		【追加】 ・法人住民税については、事業年度及び申告区分が必要。 ・全税目について、表示文の印字が必要。 【備考に記載追加】 No.38⇒法人市県税については、印字しない。					・収滞納WTでは、事業年度及び申告区分を追加した法人住民税の還付充当通知書を作成するというところになっていて思っている。 ・No.38については、法人住民税は申告課税のため通知書番号は存在せず、印字不可。	反映する	●	【提案】申告区分を追加する。	・事業年度も追加希望 (E市)	・オプション項目の仕分けにより、申告区分・事業年度は備考欄への記載としました。	●
66	還付充当通知書	印字項目への意見		口座名義人フリガナ					金融機関に口座振込を依頼する際は、カタカナで依頼するのが一般的な取扱いとされているため	反映する	●	【提案】口座名義人を口座名義人フリガナに修正する。	・異議ありません。(E市)		
70	口座振込依頼書(郵送)	印字項目への意見		納税義務者の追加	死亡により納税者と請求者が異なる場合があるため。	住民に対し分かりやすいものとするため。				反映する	●	【提案】納税義務者を追加する。	・異議ありません。(E市)		

71	口座振込依頼書発行リスト	帳票への意見						一括作成時は選付充当通知書作成と同時に作成できると整合性がとれて望ましいと考えます。	反映する	●	【提案】以下の内容を備考に追記します。 ・口座振込依頼書を一括作成時に、リストも作成されること。	・異議ありません。(E市)	
73	選付対象者集計表	帳票への意見	(帳票概要(帳票の用途)) 過誤納金の選付対象者の人数、件数、過誤納額、支払額、選付加算金等が記載された集計表	(帳票概要(帳票の用途)) 過誤納金の選付対象者の、現年過年別、税目、人数、件数、過誤納額、支払額、選付加算金等が記載された集計表			現年・過年別、税目別は集計上必要であるため、明記する		反映する	●	【提案】帳票概要に以下に追記します。 ・現年・過年別、税目別	・異議ありません。(E市)	
73	選付対象者集計表	印字項目への意見					現年課税分・滞納繰越分・歳出分・退職所得分の追加		反映する	●	【提案】帳票概要に以下に追記します。 ・現年課税分、滞納繰越分、歳出分、退職所得分	・異議ありません。(E市)	
73	選付対象者集計表	帳票への意見	過誤納金の選付対象者の、人数、件数、過誤納額、支払額、選付加算金等が記載された集計表	過誤納金の選付対象者の、人数、件数、過誤納額、支払額、選付加算金、現年滞納区分、歳入歳出区分等が記載された集計表			財務会計処理を行うにあたっての資料として用いるため。		反映する	●	【提案】帳票概要に以下に追記します。 ・財務会計処理を行うために必要な項目	・異議ありません。(E市)	
74	口座選付支払リスト	その他	EUC出力も可能とすること				出納事務担当課へ提出する必要があるため		要検討	●	【事務局】共通要件にて、「内部帳票のCSVデータ出力を可能とすること」を定義します。	・異議ありません。(E市) ・問題ない。(F市) ・実現を希望します。(K市)	
74	口座選付支払リスト	帳票への意見	「対象者の住所・氏名・選付番号・口座情報を記載する。」「地方自治法に則った区分(現年・滞納繰越・歳出)も表示される」と追加				「対象者の住所・氏名・選付番号・口座情報は単純に一覧表とする場合の必須条件と考える。地方自治法に則った区分(現年・滞納繰越・歳出)の表示は、例えば選付の集計表等の作成時に、導き出した選付区分別の集計と紐付が生じるとき、実をさせるために必要と考える。		反映する	●	【提案】以下の内容を帳票概要に追記します。 ・対象者の住所・氏名・選付番号・口座情報を記載する。 ・地方自治法に則った区分(現年・滞納繰越・歳出)	・異議ありません。(E市) ・各自治体での財務会計上の帳票に合わせる必要があるとおもいますので、データ出力することし、各自治体ごとで帳票レイアウトを決定できるほうが良いと思います。(K市)	・内部帳票のため、レイアウトの標準化は行いません。
74	口座選付支払リスト	帳票への意見	選付支払いをした対象者のリスト	税目ごとに、選付対象者ごとの、歳入歳出区分、過誤納理由、宛名番号、過誤納番号、氏名、測定年度、課税年度、通知番号、選付金内訳(本税、特許手数料、延滞金)、選付加算金、選付金合計、過誤納発生日、選付支払日、及び税目ごとの歳入と歳出別の件数と金額の合計が記載されたリスト			財務会計処理を行うにあたっての資料として用いるために、追加の項目が必要なため。		反映する	●	【提案】以下の内容を帳票概要に追記します。 ・財務会計処理を行うために必要な項目が記載された選付支払いをした対象者のリスト	・異議ありません。(E市) ・1597に同じ。(K市)	
76	選付支払対象者リスト	帳票への意見	【帳票名称】 選付支払対象者リスト 【帳票概要(帳票の用途)】 選付支払処理を行った対象者のリスト 【備考】 空白	【帳票名称】 窓口選付対象者リスト 【帳票概要(帳票の用途)】 窓口選付支払を行った対象者のリスト 【備考】 No.74とNo.76は1つのリストとし、改ページで分ける方式でも可。			No.74を口座選付支払に限定するものであれば、当帳票はそれらの重複を避け、窓口選付のみを対象とすべきであると考える。また、No.74とNo.76の一本化も可としたほうがよい。		反映する	●	【提案】APPLICからの修正案を踏まえて、帳票名称・概要・備考の記載を左記同様に変更する。 <APPLIC修正案> ・帳票名称を「窓口選付対象者リスト」 ・帳票概要(帳票の用途)を「窓口選付支払を行った対象者のリスト」に変更 ・備考欄に「No.74とNo.76を1つのリストとし、改ページで分ける方式でも可。追記・変更してなくても良い帳票に変更	・異議ありません。(E市)	
77	一括選付対象者リスト	帳票への意見					対象外となる理由はどのようなものも想定されているか、前提条件をご教示願います。		要検討	●	【確認】 対象外なる具体的な理由を備考に記載するため、以下の条件以外に一括選付の対象外なる具体的な条件をご教示お願いします。 <条件> ・年金特徴の死亡者	・一定の条件で自動で除外することは想定していません。 ・手動で今回の選付処理の対象から外したものでない限り、お取り扱いできるものと承知しています。(A市) ・事業がないため、コントセズ(B市) ・<本市の条件> ・個別保留分・未納者・加算金対象者・年特以外の死亡者(E市) ・滞納あり(延滞金含む)(充当の可否を判断しなければいけないため) ・徴収方法にかかわらず死亡者(送付先等の確認、選付先口座の確認が必要のため)(F市) ・未納市税がある場合。 また、年金特徴の他に配当第一括処理の原則と同じ条件で対象外としてください。 ～一括処理のメニューが、過誤納処理ができてからすぐであればいいですが、配当第一括選付処理の場合、当市では過誤納が生じてから一括選付の処理日まで期間が隔たため、高誤選付対象者については一括選付対象外とし、先に処理を行っています。(K市)	・想定される条件として以下を追加します。 ・個別保留分・未納者・加算金対象者・死亡者 ・配当額も同様の想定です。

78	返納リスト	帳票への意見	EUCで代替可	代替不可			リストで出力し作業を行うため。		反映する	●	【提案】EUCでの代替を不可とします。	・異議ありません。(E市)	
78	返納リスト	印字項目への意見	年金特徴の対象者における、年金機構への返納者のリスト	年金特徴の対象者における、年金機構への返納者、返納額のリスト				・年金機構へ返納する際に、金額が必要であるため。 ・年金機構へ返納後、税務システムと財務システムの額が合致しているか確認するため。	反映する	●	【提案】帳票概要を以下の内容に修正します。 「年金特徴の対象者における、年金機構への返納者、返納額のリスト」	・異議ありません。(E市)	
79	還付(返納)未済を抽出するリスト 時効到来分/未到来分での抽出ができること	帳票への意見						当初未納がなく、還付通知を送っていたが、その後還付請求がない者を抽出するために必要となるリストであるが、その後に税の未納が発生した場合には充分に切り替える必要があるため、リスト作成時点で未納があるかどうかの判定を併せて行ってほしい。	反映する	●	【提案】帳票概要に以下の内容を追記します。 ・リスト作成時、未納の有無を判定すること。	・異議ありません。(E市)	
79	還付(返納)未済リスト	帳票への意見	還付(返納)未済を抽出するリスト 時効到来分/未到来分での抽出ができること	還付(返納)未済を抽出するリスト 時効到来分/未到来分での抽出ができること 税目ごと、本税・督促手数料・延滞金を区別して集計できること			決算書の各税目の本税、督促手数料、延滞金に還付未済額を記載する必要があり、その根拠とするため、代替のEUC機能で対応可能であれば不要。	反映する	●	【提案】帳票概要に以下の内容を追記します。 ・税目ごと、本税・督促手数料・延滞金が区別できること	・異議ありません。(E市)		
88	延滞金計算書	帳票への意見	延滞金のみ計算書	延滞金及び還付加算金の計算書			延滞金だけでなく、還付加算金の計算書も法人市役所等においては、各法人事業所から算定根拠資料の提示を求められることがあるため、還付処理に伴う加算金計算書の出力も必要である。	要検討	●	【確認】還付加算金の計算書必要性をご指示ください。	・必ず出力するものではありませんが求められた際に出力する帳票としては必要と考えます。(A市) ・不要 (B市) ・当市では、決裁資料として使用している。 還付加算金の計算過程の確認ができ、事務処理ミスが減少する。また、算定根拠資料の提示を求められることがあるため必要を感じる。 (E市) ・現行システムでは、延滞金・加算金ともに計算書は出力されていない。 あれば便利だが必須はない。(F市) ・法人市役所については、中間納付額とそれ以外で還付加算金の計算が異なるため、除算期間等もあるため、還付加算金の計算が複雑である。そのため、法人から還付加算金の根拠資料を求められた場合、システムから出力できる方が望ましい。(I市) →No.1785及びNo.1363にて帳票追加しているため、必要と判断される。(J市) ・当市では還付加算金の計算書は作成していません。(K市)	・必要との意見が多く機能要件にも追加しているため、必須として定義します。	●
89	延滞金手動計算対象リスト	帳票への意見	EUCで代替可	代替不可			リストで出力し管理、作業するため。		反映する	●	【提案】EUCでの代替を不可とします。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)	
89	延滞金手動計算対象リスト	帳票への意見	帳票の目的：延滞金手動計算対象者のリスト	(延滞金手動計算対象者を具体的に示す)			延滞金手動計算対象者のリストとありますが、延滞金を手動で計算した対象者のリストか、延滞金を手動で計算すべき対象者のリストか判断が分かれる文面かと考えますので、より具体的に、帳票の用途を記載されてはいかがでしょうか。	反映する	●	【提案】帳票概要の記載を以下に変更します。 ・「延滞金を手動で計算すべき対象者を把握するためのリスト」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
89	延滞金手動計算対象リスト	帳票への意見	延滞金のみ手動計算書	延滞金及び還付加算金の手動計算書			当該リストの詳細が不明だが、延滞金だけでなく、還付加算金の手動計算書対象者リストもユーザーによっては納税者からの問い合わせの際に必要である。	要検討	●	【確認】還付加算金の手動計算書の必要性をご指示ください。	・延滞金・還付加算金ともに使用しておらず、不要と考えます。(A市) ・不要 (B市) ・当市では、決裁資料として使用している。 還付加算金の計算過程の確認ができ、事務処理ミスが減少する。また、算定根拠資料の提示を求められることがあるため必要を感じる。 (E市) ・No.2730回答と同様。(I市) →手動でもシステム計算でも計算書が出力されれば問題ないと思われる。(J市) ・特に必要ありません。(K市)	No2730c 同記	
90	督促状(納付書)	帳票への意見	専用紙(圧着ハガキ)	専用紙(圧着ハガキ)及び汎用紙			滞納車両を複数台所有している納税義務者に対し、圧着ハガキ1枚で複数台分の送付は可能なのか、台数が多い場合、汎用紙を封書で一括して送付する方が郵送料の削減につながる場合があるのではないかと。	要検討	●	【確認】汎用紙の帳票の必要性をご指示ください。	・現在はがき、汎用紙の打ち分けはしておらず必要としません。(A市) ・不要 (B市) ・当市では軽自動車税の督促状は、No.1685督促状(納付書)の使用を想定している。(E市) ・督促状については名寄せする想定はしていませんが、一斉発送以外にオンラインで打ち出し督促状を発生することがあり、その場合は圧着の対応できないため汎用紙で発行できる必要はあると考えます。(I市) →圧着ハガキに車両が複数台記載できれば汎用紙帳票は必要ないと考える。(J市) ・当市では圧着ハガキで督促状を送付する場合は、業者に委託して作成していただいているので、随時に督促状を送付する必要がある場合、圧着ハガキでない納付書付き督促状が必要です。納付書付きの汎用紙帳票が必要と考えます。(K市)	必要との意見もあるため汎用紙・圧着ハガキの両方を定義します。全体の方針として、汎用紙を必須、専用紙をオプションとします。	●

90	督促状（納付書）	印字項目への意見		表示項目の追加：督促手数料額、送付先宛名情報及びカスタマバーコード 用紙は専用紙（圧着ハガキ）ではなく、一般納付書と同じ専用紙（マルチペインント統一様式） 特徴と特徴以外で記載文言を変更調整できること。				仕様の補足		反映する	●	【提案】納付書部分はマルチペインント様式に準拠予定。 ・確認項目の記載に異議はありません。（E市） ・現行は、A4汎用紙の通知書（督促状）に一般納付書を開封している。今後共通納付書で、納付書にQRコード等を記載するようになるが、圧着はがきの納付書でも対応可能なか。（F市） ・圧着ハガキでMPN様式準拠は可能なのでしょうか。当市の新システム移行に際し、督促状の仕様について同様の要望を出したのですが、ゆうちよ銀行の審査が最初にくわしいという意見がベンダー側からあり、納付書付きの専用紙に変更した経緯があります。（I市）	・納付書部分は、QRコード規格の検封も踏まえ、レイアウトを作成します。 ・圧着ハガキでMPN様式準拠可能かどうかはAPPLIC確認中。	●
90	督促状（納付書） 圧着ハガキ	帳票への意見	—	納付書を添付した圧着ハガキに軽自動車車検用公印を印字した督促状の帳票も加える	軽自動車税に關しては、領収書が車検の提出資料である納税証明書となるよう公印（市長印）が印字されたものが必要になる。業務に大きな負荷がかかる。また、証明発行税金を納めた後、あらかじめ納税証明書を取得する必要が発生する。納税義務者にとっては新たな手続となる。 また、収納確認に日数を要し、納めてすぐに証明を取得することができない。	公印が印字された督促状がなければ、督促状で納付した納税義務者が税証明窓口（市長印）が印字されたものが必要になる。業務に大きな負荷がかかる。また、証明発行税金を納めた後、あらかじめ納税証明書を取得する必要が発生する。納税義務者にとっては新たな手続となる。 また、収納確認に日数を要し、納めてすぐに証明を取得することができない。	二重納付による送付充当事務を増加させないことである。 大量の封入封緘作業を行わずに督促状を発送できる。	督促状は大量であるため、連続紙の使用できる高速プリンタを使用する前提で設計していただきたい。		要検討	●	【確認】 ・納付書を実行する際に、軽自動車車検用公印以外に公印を必要とされる場合があるかとご教示ください。 【提案】 ・軽自動車車検用公印を納付書の領収書部分に追加します。 ・督促状を発行する際に、軽自動車車検用公印以外に公印を必要とされる場合はありません。当市では納税通知書同封の納付書のみ対応です。公印の追加つまり納税証明書部分を督促状につけるとなると、領収書部分の構成がほかの税と異なることになってしまいます。コスト面等から考え、督促状を軽自動車税のみ別の仕様にする必要性はないと考えます。納税証明書の発行事務の負担は理由とされていますが、今後軽JKSの稼働も予定されており、納付後すという事例を除けば車検用納税証明書の全体の発行件数は減るのではないのでしょうか。（I市）	・督促状と納付書の領収書部分の両方に公印を印字することとします。 ・証明書部分は、督促状ではなく、納付書の領収書になります。 ・共通要件にて公印の印字有無は選択できるとしてします。	●
91	督促状（非納付書）	帳票への意見	（用紙（外部帳票）） 汎用紙	（用紙（外部帳票）） 専用紙（圧着はがき）	納付書を持っているが車検に納付を忘れていた納税者が大半であり、納付書付の督促状を送付する二重納付が大量に増加する可能性がある。 封入封緘作業に日数をかけると遅れて納付した納税者に督促状が送付が増加するため、印刷後に封入封緘作業の必要のない圧着はがきで印刷するべきである。	二重納付による送付充当事務を増加させないことである。 大量の封入封緘作業を行わずに督促状を発送できる。			反映する	●	【提案】専用紙（圧着はがき）に変更します。 ・異議ありません。（E市） ・圧着ハガキでないがキタイプもオプションで付けていた方がたかと思えます。当市では、法人市民税、市県民税（特別徴収）等で使用しています。（K市）	No332同様		
92	延滞金請求書	帳票への意見	通知の作成	通知と納付書の作成	通知のみでは納付につながらない。	個別に発行する手間の削減。				要検討	●	【確認】通知と納付書が一体化した帳票を新規で追加する必要をご教示ください。 ・同時に納付書を実行できる必要はありますが、一体となった専用帳票では必要ないと考えます。（A市） ・現システムでは一体化の帳票を使用。必須（B市） ・通知書と納付書が別々になると封入作業の際の誤封入、枚数が増えることによる郵便料の増加等が想定されるため一体化した帳票が好ましい。 ・通知のみでは納付につながらないという意見には賛同します。（E市） ・納付が遅れた際の延滞金の請求のための通知という認識ですが、当該延滞金を納付する手段がないため納付書を送る必要があり、通知と納付書を別に出すものに比べ一体化したものとすることで業務効率が上がり、別人のものを封入してしまうというトラブルも回避できるとは考えています。（H市） ・必要です。当市もそのような運用をしています。通知と延滞金納付書を別に発行・封入では手間がかかるが事務効率が落ちることが懸念されます。延滞金の徴収率向上のためまた事務効率化のためにも必要と考えます。（G市） ・一印刷・封入の効率が上がり、業務量の軽減につながると思われる。（J市） ・特になし。（K市）		
92	延滞金請求書	帳票への意見					機能要件「4.1.6.」では、「確定延滞金納付書を個別一括で出力できること」とありますが、帳票要件にないため追加を希望します。		反映する	●	【提案】帳票概要の記載を以下に追記します。 ・区内特別郵便料金を適用できるよう集配局ごとの管理ができること。	修正の根拠の記載と、確認項目の記載内容の関連性が不明瞭と感ずる。（E市）	・機能要件の記載を「確定延滞金を記載した納付書」ではなく、「延滞金請求書」に修正します。	●
93	督促状引取りリスト	帳票への意見	督促状を発行したが、発送しないものリスト	発行した督促状を抜き取るため、督促状を発行したが、発送しないものリスト（郵便区番号を含むものとする。）	発送をスムーズに行うことで、納付機会を逃さないため。	各集配局の受持ちエリアを表す郵便区番号により出荷する郵便用が異なるため、督促状のフリットから、封入到底金取扱まで郵便区番号単位で管理し、出荷までの作業を高度化し、スムーズな発送を行うため、業務量（4時間×2回/月）の削減可能。			反映する	●	【提案】帳票概要の記載を以下に追記します。 ・区内特別郵便料金を適用できるよう集配局ごとの管理ができること。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
93	督促状引取りリスト	印字項目への意見	—	税目、宛名番号、通知書番号、納税者名、住所・所在地、課税年度、課税年度、期別、月別、事業年度開始日、申告区分、連帯、本税戻定額、本税未納額、延滞金調定額、延滞金未納額、加算金調定額、加算金未納額、合計未納額、納期限、件数を記載すること。 〔代替不可〕		左記の項目について記載がないと、効率的な業務遂行に支障がある。 引分けについては、1件ずつ内容を確認して発送すべきものとそうでないものとに分けて条件を確認して対応する必要があることから、督促処理時に自動出力されることが望ましく、代替不可とする			反映する	●	【提案】帳票概要の記載を以下に追記します。 納税者情報、収納情報等を印字できること	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
94	督促状発行リスト	印字項目への意見	督促状を発行したもののリスト	督促状発行対象者一覧（リスト1）と郵送用の集計表（リスト2） 【リスト1の項目】納税義務者の宛名番号、送付先の宛名番号、送付した郵便番号・住所・氏名、対象明細の課税年度・相対年度・税目・課税番号・期別・本税金額・延滞金金額・合計金額、担当者、OCRコード、バーコード等 【リスト2の項目】郵便区番号単位でのプリント数	【リスト1】 問い合わせ時に、市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることができるようするため、手元の納付書との照合照合がやすく、市民の方と意思疎通がしやすい。	【リスト2】 郵便内訳表の作成ミス等による送付遅れを防ぎ、納付の機会を逃さないため。			反映する	●	【提案】帳票概要に以下の内容を追記します。 ・帳票概要に「納付書との照合が可能となるための項目を具備した」を追記する。 ・帳票概要に「区内特別郵便料金を適用できるよう集配局ごとの管理ができること。」を追記する。	・確認項目の記載に異議はありません。（E市）		
94	督促状発行リスト	帳票への意見	①代替不可 ②外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、代替不可としている	①EUCで代替可 ②【削除】			①の督促状が適切に作成・発送されているか毎回チェックする必要はなく、定期的にデータベースないしはEUCにて、データ抽出して確認すればよいため、代替不可はない。むしろ個別に発行するたに本リストが紙で印刷されれば紙の無駄使い、PDF等で出力されればストレージ容量の無駄使いとなるため、避けるべきである。		反映する	●	【提案】EUCでの代替を可とします。 ・確認項目の記載に異議はありません。（E市） ・督促状の抽出/オフで作成された発行リスト（F-7）を即時に外部帳票印刷委託先へ送るため、代替不可が望ましい。（F市）	・外部委託のための確認リストのため、EUC代替不可とします。 ・発行と同時に帳票が自動作成されることし、出力のタイミングは任意に設定できることとします。	●	

95	督促状未発行リスト	その他		当月の督促発行停止分に限らず、継続して発行停止となっているものについても出力可能であること。				督促停止解除入力の参考資料とするため、	反映する	●	【提案】 帳票概要に以下の内容を追記します。 ・「当月の督促発行停止分に限らず、継続して発行停止となっているものについても出力可能であること」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
95	督促状未発行リスト	印字項目への意見	—	税目、宛名番号、通知書番号、納税者名、住所・所在地、調定年度、課税年度、期別、月別、事業年度開始日、申告区分、連番、本税調定額、本税未納額、延滞金調定額、延滞金未納額、加算金調定額、加算金未納額、合計未納額、納期限、件数を記載すること。 また、法人市県税の延滞金未補正分についてはもその旨の記載があること。 〔代替不可〕	上記の項目について記載がないと、効率的な業務遂行に支障がある。 督促停止の入り方が正確にされているかを督促処理時に毎回、確認する必要があることから、自動出力されることが望ましく、代替不可とする				反映する	●	【提案】 帳票概要の記載を以下に追記します。 納税者情報、収納情報を印字できること	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
96	不能欠損集計表	帳票への意見	集計表	集計表+対象者リスト				滞納システムとの整合性を確認する際に対象者リストも必要	要検討	●	【確認】 対象者リストは必要かをご教示ください。 ※収納において対応方針を確定後、滞納の帳票要件に反映し、収納の帳票要件からは削除します。	・収納システム内で対象者を把握する手段は必要と考えます。(A市) ・不要(件数、金額のみで可) (B市) ・集計表では総計の自身が確認できないため対象者リストは必要。 内容確認や別納計に使用する可能性があるため帳票よりデータでの出力が好ましい。(E市) ・現行は、滞納システムで欠損処理を行い、その結果を収納システムへ連携させている。滞納システムとの整合性を確認するため、連携処理された対象リスト(7-7)は必須。(F市) ・必要。決算処理時に数字が合わなかった場合、対象者別内容を確認する必要があるため。(I市) →正しく入力されているかを確認するためにも対象者リストは必要かと思えます。(J市)	・EUC代替可として滞納側で定義します。	
96	不納欠損集計表	帳票への意見	……欠損となった……	期前指定などで欠損となる予定も含めた出力も可能であること。	業務上必要となるため				反映する	●	【提案】 ・滞納と同様の帳票があるため、収納の要件から削除します。ただし、収納の帳票要件からは削除しませんが、収納において対応方針を確定後、滞納の帳票要件に反映し、収納の帳票要件からは削除します。 ・期前指定は滞納側と同様の要望があり、反映する予定です。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
96	不納欠損集計表	印字項目への意見	当該年度における、不納欠損となった税目の詳細が記載された集計表	当該年度における、不納欠損となった税目の詳細が記載された集計表 出力項目(調定年度、欠損事由(適用法令等)、科目、人数、通知書番号件数、期別数) 年度毎の小計、税目毎の小計、適用法令毎の小計があること			仕様の補足		反映する	●	【提案】 帳票概要に以下を追記します。 ・滞納年度、欠損事由(適用法令等)、科目、人数、通知書番号件数、期別数等 ・年度毎の小計、税目毎の小計、適用法令毎の小計があること ※収納において対応方針を確定後、滞納の帳票要件に反映し、収納の帳票要件からは削除します。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) →一部道府県への報告に際して必要になってくる項目と思われる。(O市)		
96	不納欠損集計表	印字項目への意見	当該年度における、不能欠損となった税目の詳細が記載された集計表	当該年度における、不能欠損となった税目の詳細が記載された集計表と名簿一覧 (1) 税目単位と全税目の集計表(特徴4-5月分離したものではないものの2種類) 【振列の単位】: ①執行停止-18条欠損の処理年度ごと(4年度前～現年度まで)及び年度合計について ②明細の課税年度ごと及び年度合計について 【振列の単位】: ①②ともに欠損事由ごと	手作業での時間・ミスを削減し、業務時間短縮に寄与するため。	欠損額を様々な角度から分析し、欠損についての説明資料を作成するため。また、今後の欠損額の削減に努める。			反映する	●	【提案】 帳票概要に以下を追記します。 ・欠損額を様々な角度から分析するための項目 ※収納において対応方針を確定後、滞納の帳票要件に反映し、収納の帳票要件からは削除します。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
97	滞納繰越人数集計表	帳票への意見	EUCで代替可	代替不可			リストで出力し作業を行うため。		反映する	●	【提案】 EUC代替不可とする。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・滞納の帳票要件だと思われます。(K市)	・年度繰越は収納側の機能としています。	
97	滞納繰越人数集計表	帳票への意見	税目ごとの、滞納繰越の人数、期別、調定額が記載された集計表	税目ごと調定年度ごとの、滞納繰越の人数、期別、調定額が記載された集計表を本税、延滞金の2種類出力。 税目ごとに、滞納額の転出(例:滞納額500万円以上)ごとに人数及び滞納合計額を出力できること。		調定年度ごと税目ごとの集計は決算内訳の確認が必要。また、当市では延滞金を調定化しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の不納欠損集計表及び元データが必要。 税目ごとに滞納額の範囲を設定したリストについては、地方自治法第233条第2項「普通地方公共団体の税は、決算及び前項の書類を審査委員の審査に付さなければならぬ」に規定する決算監査資料で提出を要求されるものであるため必要。	調定年度ごと税目別の滞納繰越額及び人数を滞納定期調査時に報告することを定めなければならないため、延滞金も本市では調定化したため、本税と同様県税へ報告が必要。	反映する	●	【提案】 ・帳票概要に以下を追記します。 ・決算内訳の確認するための項目 ・決算監査資料においても利用可能。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・滞納の帳票要件だと思われます。(K市)			
97	滞納繰越人数集計表	帳票への意見	【帳票名称】 滞納繰越人数集計表 【帳票概要(帳票の用途)】 税目ごとの、滞納繰越の人数、期別、調定額が記載された集計表	【帳票名称】 滞納繰越人数集計表 【帳票概要(帳票の用途)】 税目ごとの、滞納繰越の収入簿単位の件数、期別、調定額が記載された集計表		収入簿単位の件数と期別件数での管理を行っているため。		反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に追記します。 ・収入簿単位の件数と期別件数にも対応できること。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・滞納の帳票要件だと思われます。(K市)			
98	調定表	帳票への意見	EUCで代替可	代替不可(帳票-EUCでなら活用する)		帳票出力されたほうが調定額、未納額等のデータを把握しやすいため。また、各種集計等に加工しやすいEUCでの提供も必要であるため。		要検討	●	【事務局】共通要件にて、「内部帳票のCSV-データ出力を可能にすること」を定義します。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・仕様書案の方は、APPLIC意見に基づき調定表は削除されているが、残すという理解でよいのか?前回の機能要件報告時でも伝えたが、課税側で出力する調定表とは項目が異なるため、収納側でも調定表は必要と考える。 また、左記定義をした上で、EUC代替可から代替不可にするということではないか?(I市)	・資料1 No2142の通り、調定表は収納側からは削除します。		

98	調定表	帳票への意見		現年・滞繰（現年過年は別集計）、税目別（特別徴収・普通徴収）、年度別等が分かれていること。		業務上必要となるため			反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に追加します。 -現年・滞繰（現年過年は別集計）、税目別（特別徴収・普通徴収）、年度別等が分かれていること。 -確認項目の記載に異議はありません。（E市） -仕様書案の方は、APPLIC意見に基づき調定表は削除されてるが、残すという理解でよいのか？前回の機能要件折衝時でもお伝えしたが、課税簡で出力する調定表とは項目が異なるため、取納物でも調定表は必要と考える。（I市）	No681と同様
99	調定・納付額の不一致リスト	帳票への意見	EUCで代替可	代替不可		リストで出力し作業を行うため。			反映する	●	【提案】EUCを代替不可にする。 -確認項目の記載に異議はありません。（E市）	
99	調定・納付額の不一致リスト	帳票への意見		用途詳細明示				「調定・納付額の不一致とは過納か未納かの2択かと思われる。それぞれ別で抽出してリスト化することが可能であるはずだが、あえてここで仕様として明示するということは、どのような理由を想定しているのか明示願いたい。	反映する	●	【提案】備考に以下に記載の想定する利用状況を記載します。 -個人住民税、法人市民税において過納納を把握するために利用することを想定している。 -62過納納者リストに統合すべきと考えます。（A市） -確認項目の記載に異議はありません。（E市）	機能要件3.2.2「個人住民税の給与特徴の不一致リストを抽出し、粗粒処理ができること。」に対応するリストのため、No62過納納者リストとは別で定義しています。
100	延滞金（督促手数料）のみ滞納調定リスト	帳票への意見		本税のみ、本税・借促、本税・借促・延滞金が未納となっている調定リストも帳票が出るようにしていただきたい。		滞納整理を行うため。			反映する	●	【提案】 -滞納整理の帳票要件No.596「滞納者一覧表」に出力する際に、本税・借促料・延滞金の組み合わせで抽出できるように追加します。 -また、本帳票は滞納管理の帳票要件に移します。 -確認項目の記載に異議はありません。（E市）	
101	納付書（領収書部分）	印字項目への意見		自治体名、加入者名（口座名義）、口座番号、納税者住所の項目を追加すべき	納税者が、領収書により、納付したことを証明するにあり、必要な情報であるため。				反映する	●	【提案】自治体名、加入者名（口座名義）、口座番号、納税者住所を追加する。 -当市では現在は納税者住所は領収書に記載していないが、確認項目の記載に異議はありません。（E市） -「意見の意図を認める。本来の課税名義とは別人が納付する（納税人？）にあり、実際に本人が納付したことの証明が必要ということ？住所を記載したところで、実際に誰が納付したかは納付時に本人確認できない限り証明できない（＝すべきでない）のでは？確定申告時（社会保険料控除）に求められるのか？以上疑義があるため、記載すべきでないと考えます。（J市） -「一方、納税者の氏名だけでなく、「本来の課税名義」を（〇〇様分）等で記載した方が、市民にとっても自治体にとっても、誰の税金を納めるのかを明確にすることができ、有用に考えるが、どうか？（J市） -MPN標準帳票の認識です。（K市）	-加入者名は削除します。
101	納付書	印字項目への意見		【帳票出力項目定義】 大分類：督促手数料				-領収書部分について、MPN導入が必須でないのであれば、督促手数料を表示項目として追加してほしい	反映する	●	【提案】督促手数料をオプションで追加する。 -当市では督促手数料を徴収していないが、確認項目の記載に異議はありません。（E市） -MPN標準帳票の認識です。（K市）	
101	納付書（領収書部分）	印字項目への意見	無し	収納日（領収日）	納付情報より細かく確認出来るようになるため。				反映する	●	【提案】領収日付印を追加する。 -確認項目の記載に異議はありません。（E市） -MPN標準帳票の認識です。（K市）	
101	納付書（領収書部分）	印字項目への意見	無し	備考欄（処理事項）				分納情報や担当課名、その他必要な情報を印字するために必要。	反映する	●	【提案】備考欄を追加する。 -確認項目の記載に異議はありません。（E市） -MPN標準帳票の認識です。（K市）	
101	納付書（領収書部分）	印字項目への意見	無し	納付区分				Pay-easy納付対応のため、市民からの問い合わせに対応するため。	反映する	●	【提案】納付区分を追加する。 -税目が印字されているため必要ないと考えます。問い合わせ時に納付書特定したいのであれば、納付区分ではなく、納付番号ではないでしょうか。（A市） -確認項目の記載に異議はありません。（E市） -納付区分よりも納付番号が必要ではないでしょうか（当市ではペイジー対応していますが、通知書番号の印字がない代わりに納付番号を印字しています） -印字スペースの確保とあるが納付区分の印字の必要性は感じませんが、もし領収書欄にも記載するのであれば、納付区分のほか納付番号・確認番号がそろって記載されなければ、納付書の特定ができず意味がないのではないかと考えます。（I市） -MPN標準帳票の認識です。（K市）	-必要ないとの意見も多いため、項目としては追加せず、備考欄での対応とします。
101	納付書（領収書部分）	印字項目への意見		（納付書の領収書部分と納入通知書部分が一体となっているものうち領収書部分に）表示項目No.11として交付日を印字する。	納付書の領収書部分と納入通知書部分が一体となっているものうち納入通知書部分1カ所に交付日を印字する仕様に変更。			交付日を領収書部分に印字する特長の理由がないのであれば、性質上、納入通知書部分への印字とした方がより適切と考えられるため。	反映する	●	【提案】交付日は領収書部分から削除する。 -確認項目の記載に異議はありません。（E市） -MPN標準帳票の認識です。（K市）	

101	納付書	印字項目への意見		実装すべき項目 問い合わせ先				納税義務者などが問合せの際に必要。	反映する	●	【提案】備考欄を追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・MPN標準帳票の認識です。(K市)	
101	納付書	帳票への意見		【自治体名表示欄】標準化によって同じような納付書が納税義務者に届くことが想定される。どの自治体の納付書かすぐに認識できるように、都道府県、市町村(自治体名)を表示できる枠を設けてはどうか？	自治体名の表示欄を一つの場所にあてれば、複数の自治体から納付書を受け取る納税者は、簡単にどの自治体の納付書か判別することができる。	電話での問い合わせの際、課税した自治体の確認が容易になる。			反映する	●	タイトルに自治体名を入れる。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・法人住民税の場合は、地方税法施行規則の様式上、納付書に市町村コード及び市町村名を印字するようになっていないため、不要と考える。(I市) ・MPN標準帳票の認識です。(K市)	・法人住民税の納付書は、課税前でも別途定義します。
102	払込取扱票	その他	(備考) ・払込取扱票は一般財団法人流通システム開発センターのGS-128による標準料金代理収納ガイドラインに定義されるゆうち銀行併用タイプの郵政3連式の設定を選択できること。 ・コンビニ納付用バーコードを印字できること。 ・発行システム、税目、発行年度毎の発行通番に応じたバーコードをコンビニコード作成システムで作成し、印刷すること。	(備考) ・払込取扱票は一般財団法人流通システム開発センターのGS-128による標準料金代理収納ガイドラインに定義されるゆうち銀行併用タイプの郵政3連式の設定を選択できること。 ・コンビニ納付用バーコードを印字できること。 ・発行システム、税目、発行年度毎の発行通番に応じたバーコードをコンビニコード作成システムで作成し、印刷すること。	納税者の住所地に問わず、全国の郵便局、コンビニ等の納付手段を選択することができる。	納税者の住所地や納付手段に関わらず、すべて同一の様式の納付書(払込取扱票)で対応することができる。		要検討	●	【確認】一般財団法人流通システム開発センターのGS-128による標準料金代理収納ガイドラインに定義されるゆうち銀行併用タイプでの運用はあるか。	・現在銀行併用タイプの運用はありませんが、標準システムにおいては既存の様式を考慮するのではなく、別途行われている「地方税におけるQRコード規格検討会」の検討結果も踏まえ統一した様式とすべきと考えます。(A市) ・併用タイプで運用している(B市) ・当市では、「GS-128による標準料金代理収納ガイドライン」に定義されるゆうち銀行併用タイプでのシステム上での運用はない。(E市) ・当市での運用はありません。(I市) →運用はない、そもそも郵便局・CV共用できる様式があることを知らなかった。種々の条件にもよるが、使えるなら使ってもらいたい(J市) ・ありません。(K市)	・QRコード規格の検討状況も踏まえて判断するためベンディングとさせていただきます。	
103	納税証明書	印字項目への意見	指定の年度の納税証明項目を記載した帳票	指定の年度の収入金額・所得金額・所得控除額・課税標準額・調整控除額・課税金額・納付済み額・未納金額・未納金額のうち、納付期限未到来額を記載した帳票	自治体ごとに証明内容が異なっており、納税証明書はどの更新(入国管理局あて)に使用されるかがあるが、入国管理局あてでは課税金額及び納付金額を確認する必要がある。 納税証明書に課税金額が記載されていれば、住民の方は入手する証明書が1種類で足りる。	取得者に対してこの証明書はどの項目の記載がないか「更新(入国管理局あて)」に使用されるかがある。窓口に来た住民の中には、状況に合わせた住民の中には、状況の提出先においての項目の記載が必要か把握していない方も多い。また、外国人の方で日本語が不自由な場合における案内の手間が削減されることが見込まれる。	就学支援金関係で住民税証明書を取得する場合、確認項目に「課税標準額」及び「調整控除額」の記載が必要となったため、標準様式に記載することで個別対応の手間が各異なると見込まれる。	要検討	●	【確認】どの更新及び就学支援関係で使用できる様式としているか。	・していません。(A市) ・納税証明書は課税額、納付済額及び未納額が表示される様式となっている(B市) ・当市では、「納税証明書」と「課税証明書」は別の証明として交付している。 ・納税証明書には年税額、納付済額、未納額(内納期未到来額)を記載している。 ・どの更新のためには納税証明書と課税証明書を両方取得する方が多い。非課税の場合は納税証明書ではなく課税証明書を交付している。 ・就学支援関係では、納税証明書ではなく課税証明書または非課税証明書を交付している。(E市) ・納税証明書には、課税標準額や調整控除額等の地方税法施行令第6条の21で規定される納税証明事項に該当しないと考えられる事項については記載していません。お尋ねのような様式とはしていません。(I市) →納税証明書は左記の使用できる様式にはなっていません。別途課税証明書を取得してもらっています。(J市) ・していません。(K市)	・別途課税証明書を交付しているという意見が多数のため、反映しないこととします。	
103	納税証明書	印字項目への意見	車両(標識)番号	車両(標識)番号を表記しない車両の特定が困難である。	車両(標識)番号を表記しない車両の特定が困難である。				反映する	●	【提案】備考欄を追加する。	・異議ありません。(E市)	
103	納税証明書	印字項目への意見	所得、控除、徴収区分	所得、控除、徴収区分	現在、本区で発行している納税証明書は、納付額のほか、課税にかかる基礎資料(所得、控除等)を記載している。これは、納付した事実以外に、所得の確認や扶養親族の状況、課税額も併せて確認する場合、課税(所得)証明書を別に取得する必要があるようにしている配慮である。			要検討	●	【確認】所得、控除、徴収区分を記載し、課税証明書を取得する必要がない運用としているか。	・していません。(A市) ・納税証明書は課税年度、税目、課税額、納付済額及び未納額が表示される様式となっている(B市) ・【確認回答】 そのような運用をしていない。 当市では、「納税証明書」と「課税証明書」は別の証明として交付している。 【懸念】 地方税法でいう広義の納税証明書に対し、自治体によって課税証明書、納税証明書と言った名称で交付していると考えます。 ある市では課税に関する基礎資料を載せて納税証明書として交付したり、課税証明書と納税証明書の2通を交付することで対応している。標準化により証明書の印字内容を1つに決めてしまうのは難しいのではないかと 今までの証明内容と変更になることにより市民への影響、手数料条例、各種要綱等の改正が想定される。 「項目をオプション化する」「証明書パターンをいくつか用意する」など自治体で選択可能な設計とできないか？ (E市) ・納税証明書には、所得、控除等の地方税法施行令第6条の21で規定される納税証明事項に該当しないと考えられる事項については記載していません。課税証明書を別途取得いただいています。(I市) →当市では納税証明書に所得等を記載していません。課税証明書を取得してもらっています。(J市) ・していません。(K市)	・運用していない意見が多数のため、反映しないこととします。	
103	納税証明書	印字項目への意見	法人住民税については、事業年度及び申告区分が必要。	法人住民税については、事業年度及び申告区分が必要。		法人住民税については、申告課税のため通知番号が存在せず、年度だけでは該当課税が特定できないため。		反映する	●	【提案】事業年度及び申告区分を追加する。	・異議ありません。(E市) →当市は事業年を備考欄に記載される仕様になっている。少なくとも事業年度が記載されれば問題ないと思われる。(I市) ・事業年度のみ記載しています。(K市)	項目は削除し、備考欄への記載とします。	
103	納税証明	印字項目への意見				No.8 滞納額とNo.9納期未到来額とどちらがなければ問題ないと扱われます。		反映する	●	【提案】納期未到来額を削除する。	・どちらも明記すべき金額と考えます。(A市) ・納期未到来額との対比であれば、納期未到来額と記載したほうが良いのではないかと。(E市)	滞納額を削除し、納期未到来額とします。	

103	納税証明書	印字項目への意見		個人住民税の納税証明書の場合、「01個人住民税No98所得証明書」の全項目の追加		練馬区では、課税証明書の内容に納税額・未納額等を追加したものを納税証明書として使用している。用途によるが、本業では所得証明書と合わせて取得する必要がある。住民の便益を損なう恐れがある。					要検討	●	【確認】所得証明書を包含する運用としているか。 -していません。(A市) -していない(B市) 【留意】 -当市では、納税証明書に所得証明書項目を包含する運用はしていない。 -「納税証明書」と「課税証明書」は別の証明として交付している。(E市) -No.1059に対する回答と同じです。(F市) →当市では包含する運用にはなっていない。(G市) -していません。(K市)	No1059と同様		●	
104	継続検査用納税証明書(圧着ハガキ)	印字項目への意見		印字項目について印字の有無を選択式とする					納税義務者の住所は自動車検査証の記載内容と必ずしも一致していません。継続検査に関わる業者等からの請求に際し住所を記載することは適当ではないため。		要検討	●	【事務局】住所の印字有無を選択可能とする要件を共通要件で検討します。 -異議ありません。(E市) →印字は選択可能としたほうが良い。(J市)				
104	継続検査用納税証明書(圧着はがき)	帳票への意見				先達自治体においては道路運送車両法第97条の2に基づく納税証明書について要綱を定め、口座振替分についての有効期限を2週間程度延長している。システム上、対応可能として用意してほしい。職員及び金融機関職員の業務量低減につながる					反映する	●	【提案】機能要件3.2.1を修正します。「出力の際、宛名・金額・有効期限を変更して出力できること。」 -異議ありません。(E市)				
104	継続検査用納税証明書(圧着ハガキ)	印字項目への意見		カスタマーバーコードを実装すべき項目に追加する					継続検査用納税証明書(圧着ハガキ)は口座振替の登録のある納税者全員に同日に郵送するものであるため、郵送料金の割引の効果が大きく、カスタマーバーコードを印刷すべきであると考えらるため		反映する	●	【提案】宛先の備考欄にカスタマーバーコードを印字すること追加します。 ※最終的には共通要件に定義しますが、まずは業務側で定義します。 -異議ありません。(E市)				
105	継続検査用納税証明書(汎用紙)	印字項目への意見		文書番号(証明番号)の記入欄が必要。(空欄が良い)					独自の遺し番号にて管理しているため、証明書に直接記入できる証明番号欄が必要。		要検討	●	【事務局】共通要件に追加します。 -異議ありません。(E市)				
105	継続検査用納税証明書(汎用紙)	その他	(備考欄)・口座振替やMPN等、手元に継続検査用の納税証明書部分が残らない場合に、納税義務者に窓口で手交する	(備考欄)・納税義務者に窓口で手交する					「手元に納税証明書部分が残らない場合」に限らず、申請を受けて交付しているため。		反映する	●	【提案】備考を「納税義務者に窓口で手交する」に修正します。 -異議ありません。(E市)				
105	継続検査用納税証明書(汎用紙)	印字項目への意見	項目10 納付済年月日	減免の場合の記載について、仕様書備考欄に追加すべき。例えば項目名を「納付済年月日」ではなく「滞納がないこと」の確認年月日とする等。		収納管理機能要件6.2.6「納税証明書発行(軽自動車税)」条件による減免、非課税の場合、その旨を明記できることとあるが、無要件家などの項目による減免は明記されるか不明です。また手続き代行する車検業者や軽自動車検査協会に減免と示す必要はなく滞納していないことを示せば足りるかと考えるが、減免の場合の記載は、ヘンダーまかせなのででしょうか。					反映する	●	【提案】機能要件6.2.6に「納税証明書発行(軽自動車税)条件による減免、非課税の場合、その旨を明記すること。」としており、備考欄に記載する想定。 -備考欄に記載について、すべて手入力では確認に手間がかかる。登録日や課税情報から「課税期日後登録」「減免」情報は自動反映が望ましい。(E市) -出力条件で自動反映できることを検討します。			●	
105	継続検査用納税証明書(汎用紙)	印字項目への意見	項目7 納税義務者名 氏名 住所	備考追加記載省略できること	令和3年3月9日総税企第25号「クレジットカードを利用して地方税を納税した場合の納税証明書について」(総務省自治税務局企画課長通知)別紙様式で、自動車所有者の住所及び氏名又は名前は所有者において記入することされており、納税義務者に関する印字は必須ではない。						反映する	●	【提案】氏名・住所の出力項目の有無を選択できる要件を定義します。 -異議ありません。(E市) →No113で住所に関して記載したが、選択できたほうが良い。(J市)				
105	継続検査用納税証明書(汎用紙)	印字項目への意見	項目NO10「納付済年月日」備考欄	項目NO10「納付済年月日」備考欄 ・納付済の場合は自動で挿入され、未納の場合は手入力できること。						収納反映前に証明書を発行する場合は、領収書等を複製し、納付年月日を手入力し発行する。また、当初課税後かつ納期限前の場合、現年度分未納の状態でも、前年度の納付状況により納付年月日を手入力し発行する取扱いをするため。		反映する	●	【提案】備考に「納付済の場合は自動で挿入され、未納の場合は手入力」を追加します。 -異議ありません。(E市)			
105	継続検査用納税証明書(汎用紙)	印字項目への意見	12 備考(備考)空欄	12 備考(備考)クレジット決済で入金前の場合、「指定代理納付者の委託が行われている」旨を記載	クレジットカードを利用して地方税納付した場合の証明書について(令和3年3月9日総税企第25号)						反映する	●	【提案】12「備考」の備考欄に「指定代理納付者に納付の委託が行われている旨を記載することを想定。」を追加する。 -異議ありません。(E市)				

105	最終検査用納税証明書(汎用紙)	帳票への意見	問い合わせ先	問い合わせ先の表示の有無については、自治体を選択できること。または、証明出力の際、オンラインで変更が可能であること。			本市は、課税担当課と証明発行担当課が異なるため。			要検討	●	【事務局】問い合わせ先の表記については税目横断で検討。	・異議ありません。(E市)
105	最終検査用納税証明書(汎用紙)	印字項目への意見						詳細仕様不明だが、公印は電子公印使用文書が出力できるように、納税義務者住所については、住所の印字出力有無の選択ができるように欲しい。		要検討	●	【事務局】公印については税目横断で検討。 ・住所の選択有無⇒No.1645で包括検討	・異議ありません。(E市)
107	完納証明書	印字項目への意見	実装しなくても良い帳票9文書番号	実装すべき帳票9文書番号				1通ごとに判別するため		要検討	●	【事務局】文書番号は税目横断で検討。	・異議ありません。(E市)
107	完納証明書	印字項目への意見						詳細仕様不明だが、公印は電子公印使用文書が出力できるように欲しい。		反映する	●	【事務局】公印は共通要件で検討。	・異議ありません。(E市)
108	滞納販売免許申請証明書	帳票への意見		「実装しなくてもいい」ではなく「実装すべき」と追加。備考欄に「滞納処分を受けたことのない期間指定：滞納販売等は過去2年間」を追加。	地方税法施行令第六条の二十一			備考欄に「滞納処分を受けたことのない期間指定：滞納販売等は過去2年間」を追加するのはNo.109との住み分けのため。また滞納販売免許申請用証明書と限定的であるが、証明内容は地方税法施行令第六条の二十一に規定されている内容であるし、この証明書発行は通常起こうことであるので、実装は必須であると考え。		反映する	●	【提案】備考欄に「滞納処分を受けたことのない期間指定：滞納販売等は過去2年間」を追加する。	・異議ありません。(E市)
110	公示送達文書	印字項目への意見		法人住民税については、事業年度及び申告区分が必要。				法人住民税については、申告課税のため通知書番号が存在せず、年度だけでは該当課税が特定できないため。		反映する	●	【提案】印字項目に「事業年度」「申告区分」を追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)
110	公示送達文書	印字項目への意見		No.10の次に追加(大分類)滞納納番号				1人に対して複数の滞納納がある際、公示送達の対象となる滞納納を判別できるようにするため		反映する	●	【提案】備考欄に「滞納納番号を出力可能」を追加します。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)
110	公示送達文書	印字項目への意見	No8 大分類 告示日	備考欄に空白でも出力可能と追記。				決裁後に日付は決定すると想定しているため。		反映する	●	【提案】備考欄に「空欄でも出力可能」を追記する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)
110	公示送達文書	印字項目への意見	年度	課税年度、対象年度				複数年度同時課税されている書類を公示する場合に、どの年度分なのか区別がよくなる。		反映する	●	【提案】課税年度、対象年度を印字項目に追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)
110	公示送達文書	印字項目への意見	告示番号					本市では告示番号は総括課が一括管理しており、番号自体をシステム内の附属プログラムで管理すると不都合が発生する。番号部分をパラメータないしは空白で印字できるようにしたい。		反映する	●	【提案】備考に「採番をパラメータで設定可能」を追記する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)

110	公示送達文書	帳票への意見	1人につき1枚の帳票イメージ(?)に見えますが...	納税通知書は簡便の必要なし、1人1行のリスト形式(1頁に複数)希望。公示本文は1枚のみワード等で別作成する。			納税通知の公示は第1期は100人を超えるため、1人1枚の帳票は紙の無駄が必要なし、リスト表示が望ましい。		納税通知の公示ならば、リスト形式で、帳票本文、見分番号、住所表示、公印の必要なし、書類名、氏名、納税年度明記のみ。	反映する	●	【提案】 ・帳票ごとに複数人公示送達を想定しており、対象者の一覧が記載される想定であり、その旨を帳票概要に追記する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
111	公示送達リスト	帳票への意見							EUCでの代替は運用上の負担が大きいと考えます。	反映する	●	【提案】EUCでの代替を不可とする。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
113	日計表	帳票への意見	…日々の消込処理を行ったタイミングで自動出力できること	…日々の消込処理を行ったタイミングで自動集計できること					自動集計は集計漏れを防ぐのに有効ですが、出力は任意のタイミングで行えた方が有用と考えます。	反映する	●	【提案】 出力タイミングを任意とし、帳票概要の文言を以下に修正します。 ・「自動出力できること」から「自動集計できること」 ・「出力タイミングを任意に選択できること。」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
113	日計表	印字項目への意見	指定された日付の収入額、収入件数、延滞金、納付形態等詳細情報の集計表 日々の消込処理を行ったタイミングで自動出力できること	指定された日付の収入額、収入件数、延滞金、納付形態等詳細情報の集計表 日々の消込処理を行ったタイミングで自動出力できること 科目ごとの集計ができること また会計年度区分、過年度区分、決算未決算区分、歳出歳入区分を区別して集計できること				仕様の補足		反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に定義します。 ・科目ごとの集計ができること ・会計年度区分、過年度区分、決算未決算区分、歳出歳入区分を区別して集計できること	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
114	日計集計表	印字項目への意見	-	税目、調定年度、課税年度、収入額、振替受取、補充当額、指替払額、充当額、合計額、本税が滞納繰越区分の区別、収入日、出力日、件数を記載すること。			左記の項目について記載がないと、会計管理窓口側の収入金と金額を突き合わせることができず、効率的な業務遂行に支障がある。			反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に追記します。 ・会計管理窓口側の収入金と金額を突き合わせ記載された集計表	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
115	月計表	帳票への意見	…月締めの消込処理を行ったタイミングで自動出力できること	…月締めの消込処理を行ったタイミングで自動集計できること					自動集計は集計漏れを防ぐのに有効ですが、出力は任意のタイミングで行えた方が有用と考えます。	反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に修正・追記します。 ・「自動出力できること」から「自動集計できること」 ・「出力タイミングを任意に選択できること。」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
115	月計表	帳票への意見	【帳票概要(帳票の用途)】 指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報について、日ごとの詳細を記載した集計表 月締めの消込処理を行ったタイミングで自動出力できること	【帳票概要(帳票の用途)】 指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報について、日ごとの詳細を記載した集計表 月締めの消込処理を行ったタイミングで自動出力できること					消込を行った直後と指定する必要はないため。	反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に修正・追記します。 ・「月締めの消込処理」から「月締めの消込処理」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
115	月計表	印字項目への意見		滞納当初の案件と未納額に対する、「徴収率(担当滞納繰越徴収額/担当滞納当初滞納額)・滞納処分状況(担当滞納事件数、担当滞納滞納処分件数、担当滞納交付要件件数)・分納契約状況(担当滞納処分件数)」の進捗が集計されていること。			徴収状況の分析に必要なため。			反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に修正・追記します。 ・「徴収状況の分析に必要な項目(徴収率・滞納処分状況・分納契約状況等)」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
115	月計表	印字項目への意見		現在・滞繰、前年(4・5月中の前年調定分)と分け収入を出力できること			徴収状況の分析に必要なため。			反映する	●	【提案】 以下の内容を機能要件に定義する。 「現在・滞繰、前年(4・5月中の前年調定分)と分けて収入を出力できること」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
115	月計表	帳票への意見	(帳票概要(帳票の用途)) 指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報について、日ごとの詳細を記載した集計表 月締めの消込処理を行ったタイミングで自動出力できること	(帳票概要(帳票の用途)) 指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報(按分率による内訳含む)について、日ごとの詳細を記載した集計表 月締めの消込処理を行ったタイミングで自動出力できること	地方税法第20条の3 地方税法の施行に関する取扱いについて(都道府県関係)(平成22年4月1日総務省令第16号)第2章第2節第619(1)		按分率を指定することで内訳が算出されることで、集計作業の軽減が期待できる	正確な収納管理と迅速な送達処理により確実な収納管理を実現する	市町村税と都道府県税、固定資産税と都市計画税の内訳について、指定した按分率で集計できることが必要	反映する	●	【提案】 機能要件に以下の内容を定義します。 「按分率による内訳を作成できること」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		

115	月計表	帳票への意見		抽出項目として「納付形態」を追加					会計処理上、歳入に関する収入日計票は納付形態ごとに作成されるため、毎月の会計・精算処理のチェック作業では納付形態単位で集計されていると都合がよい。	反映する	●	【提案】 納付形態を追記します。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)	
116	滞納繰越リスト	帳票への意見	滞納繰越となった対象者情報(氏名・期別等)のリスト	滞納繰越となった対象者情報(氏名・期別等)のリスト 分納中・未分納中の区分け、その中で処分の有無、税目・人数・金額が出力されること。		業務上必要となるため				反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に追記します。 ・分納中・未分納中の区分け、その中で処分の有無、税目・人数・金額が出力されること。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・滞納要件だと思われる。(K市)	No645と同じ
116	滞納繰越リスト	帳票への意見	滞納繰越となった対象者情報(氏名・期別等)のリスト	対象者把握の際はExcelやCSVで出力できた方が加工集計上、利便性が高い。EUCでの出力は必須だが、帳票出力は実装しなくても良い項目と考える 出力項目(住所、氏名、調定年度、相当年度、科目、通知書番号、期別、繰越額)				帳票への意見		反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に追記します。 ・住所、調定年度、相当年度、科目、通知書番号、繰越額等	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・滞納要件だと思われる。(K市)	
116	滞納繰越リスト	帳票への意見	滞納繰越となった対象者情報(氏名・期別等)のリスト	本税、延滞金それぞれ別のリストで出力。滞納繰越分の繰越集計リストは3月末時点の状態で出力し、現年力の繰越集計リストは5月末時点の状態で出力されること。 滞納繰越となった対象者情報(氏名・期別、滞納繰越となった税額)が確認できるリスト(対象者の合計人数、滞納繰越となった合計額も集計)と、滞納繰越となった調定(例:A氏の固定資産税R2年度半納分第1期を1とする)ごとに義務者番号・氏名、税目、調定年度、課税年度、調定額、収入額、充当額、差引額(未納額)を確認できるリスト※税目ごとのリストはCSVデータで加工できる必要あり。 ※リストは任意の時点(期間)で出力可能であること。				滞納繰越の義務者ごとだけでなく、税目1件ごとのリスト(CSVデータ)があれば、決算資料作成時に滞納繰越状況を検証する手段がない。	反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に追記します。 ・本税、延滞金が分かること	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・滞納要件だと思われる。(K市)		
117	決算繰越総括表	帳票への意見	決算に関わるバッチ処理を行った際に自動で帳票が出力されること	決算に関わるバッチ処理を行った際に自動で集計されること				自動集計は集計漏れを防ぐのに有効ですが、出力は任意のタイミングで行えた方が有用と考えます。	反映する	●	【提案】 出カタイミングを任意とし、帳票概要の文言を以下に修正します。 「自動で帳票が出力されること」から「自動で集計されること」 「出カタイミングを任意に選択できること。」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
117	決算繰越総括表	帳票への意見		納期内納付(税目別・件数・金額)も集計されること。		業務上必要となるため				反映する	●	【提案】 帳票概要の記載内容を以下を追記します。 「納期内納付(税目別・件数・金額)も集計されること。」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)	
117	決算繰越総括表	帳票への意見		還付額については、税目毎・歳入/歳出の区分けがなされていること。		業務上必要となるため				反映する	●	【提案】 帳票概要の記載内容を以下を追記します。 「歳入/歳出の区分けがなされていること」 ※「税目毎」はNo.1652に包括	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・決算帳票に、歳出還付分は必須ではない。(F市)	
117	決算繰越総括表	帳票への意見	(帳票概要(帳票の用途)) 決算の調定額、収入額、欠損額、過納納額、還付額等の集計表	(帳票概要(帳票の用途)) 決算の調定額、収入額、欠損額、過納納額、還付額、還付未済額等(按分率による内訳含む)の集計表	地方税法第20条の3 地方税法の施行に関する取扱いについて(都道府県関係)(平成22年4月1日総務省令第16号)第2章第2節第619(1)	按分率を指定することで内訳が算出されることで、集計作業の軽減が期待できる	正確な収納管理と迅速な送納処理により確実な出納管理を実現する	還付額等に含まれると思われるが、決算に必要な情報であり、明記する。No.79還付(返納)未済リストにおいて集計される場合は不要。 市町村税と都道府県税、固定資産税と都市計画税の内訳について、指定した按分率で集計できることが必要。	反映する	●	【提案】 帳票概要の記載内容を以下を追記します。 「還付未済額等(按分率による内訳含む)」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市) ・執行停止中の額も必要です。(K市)	・執行停止中の額も追加します。	
117	決算繰越総括表	帳票への意見		区民税・都民税合算、区民税のみ、都民税のみの数字で帳票を出力できるようにしてほしい。				都区合算の数字しか出力されない場合、職員作業で按分する必要があるため、計算ミス等のリスクがあるため。	反映する	●	【提案】 帳票概要の記載内容を以下を追記します。 「区民税・都民税合算、区民税のみ、都民税のみの数字で帳票を出力されること」	・記載が東京都基準なので、以下の記載内容も追記を希望します。 「市町村民税・道府県民税合算、市町村民税のみ、道府県民税のみの数字で帳票を出力されること」(E市) 「都民税」区民税という表記になっていますが、住民税を分けて集計する事務は特別区のみでの運用ではないと考えますので、それぞれ「都道府県民税」「区市町村民税」などの表記に変更したほうがよいと考えます。 また、この追加に係る標準仕様書の表記が「…出力できるようにしてほしい」No.2639の意見がそのまま転記されているので、「出力されること」に訂正をお願いします。(I市) ・県民税・市民税も同様の認識です。(K市)	「都道府県民税」「区市町村民税」とします。 「出力されること」に訂正します。	

117	決算繰越税括表	帳票への意見		繰越年度、相当年度単位で出力されること				東京都に提出する「滞納調書」「滞納異動調書」等が現年・過年の切り分けではなく、さらに年度ごとの数値も必要とされているため。			反映する	●	【提案】 帳票概要の記載内容を以下を追記します。 「繰越年度、相当年度単位で出力されること。」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)			
118	収入額集計表	印字項目への意見							納付方法ごとの集計できるように納付方法についても表記してほしい		反映する	●	【提案】 帳票概要に以下の追記します。 「納付方法ごとに集計できること」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)			
118	収入額集計表	帳票への意見	EUC代替可	代替不可					滞込前の金額確認が容易にできるよう、表として体裁を整える必要があるため		反映する	●	【提案】EUCでの代替を不可とします。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)			
118	収入額集計表	帳票への意見								件数も決算資料での報告が必要。当市では延滞金を測定しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表も必要。集計表の元データがあれば加工することで当市の状況を確認することができ、予算資料等の作成に資する。		反映する	●	【提案】 帳票概要に以下の項目を追記します。 ・金額だけでなく件数も出力可能とすること。」	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
118	収納額集計表	帳票への意見									反映する	●	【提案】 帳票概要に以下の項目を追記します。 ・滞付額、充当額	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)			
119	委任状	印字項目への意見	申請時に本人が来庁できない際、代理人に持参いただく帳票	個人住民税、軽自動車税(種別割)、滞納処分を受けたことがない証明(書類販売用・公益法人用)及び家庭数・事業所事務所課税用等、内容別に選択可能とする。	委任事項に不備があると、委任状を準備いただく必要があり、委任者及び代理人の住所が増えることが多いため、必要な証明内容に即した委任状を用意したい。	委任者及び代理人への説明の手間が削減される。				【質問事項】 委任者及び代理人の本人確認事項(現住所・現職明記住所・氏名・生年月日等)はどうか。また押印を求むるか。	要検討	●	【確認】全国意見を踏まえ、本帳票を削除し、No70滞付請求書(郵送)のオプション項目としても問題ないか確認させていただく。 ・帳票としては不要(B市) ・異議ありません。(E市) ・システムから印刷される必要はなく、問題ないと考えます。(H市) ・問題ありません。(I市) ・問題ありません。(K市)	・No70に滞付請求書(郵送)統合します。 【確認】全体方針としてオプション項目は仕分けする方針のため、必須が削除化を改めて確認させていただきます。	●		
-	滞付加算金計算書	その他		すべての税目の滞付加算金計算過程を掲載した計算書。	地方税法17条の4の通り、	No.86延滞金計算書に加えて、本計算書も必要のため。					反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・異議ありません。(E市)			
90又は94	督促状(納付書)	帳票への意見		一括出力した際に打ち出し件数等の集計表が出力されること。 (区内)(市外)とそれぞれの金額・件数		発送業務時に使用するため					反映する	●	【提案】 以下の内容を帳票概要に追記します ・一括出力をした際に打ち出し件数等の集計表が出力されること。 ・(区内)(市外)とそれぞれの金額・件数がわかること	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)			
	納付履歴修正確認票	帳票への意見							納付履歴を収納管理システム上で修正した際に修正箇所を確認するための帳票。		反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・事務処理上、本帳票をどのように使用することを想定しているか確認したい(E市)	・修正履歴を確認することを想定しています。 ・内部帳票のリストはEUCでの対応とすることを検討しているため、削除する方針です。	●	

	延滞金修正 確認票	帳票への意見				延滞金額を収納管理システム上で修正した際に修正箇所を確認するための帳票。			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・事務処理上、本帳票をどのように使用することを想定しているか確認したい。(E市)	No663と同じ	
	納期限変更 確認票	帳票への意見				納期限を収納管理システム上で変更した際に修正箇所を確認するための帳票。			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・事務処理上、本帳票をどのように使用することを想定しているか確認したい。(E市)	No663と同じ	
	会計日変更 一覧	帳票への意見				消込前のデータについて会計日を変更する際に、確定前に出力する確認用書類			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・事務処理上、本帳票をどのように使用することを想定しているか確認したい。(E市)	No663と同じ	
	納付履歴取 消リスト	帳票への意見				一括処理で納付履歴を取り消す際に、確定前に出力する確認用リスト			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・事務処理上、本帳票をどのように使用することを想定しているか確認したい。(E市)	No663と同じ	
	確定延滞金 変更一覧	帳票への意見				一括処理で確定延滞金を変更する際に、確定前に出力する確認用リスト			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・事務処理上、本帳票をどのように使用することを想定しているか確認したい。(E市)	No663と同じ	
	特徴4・5月組 替該当一覧	帳票への意見				租人住税特徴と特別徴収の4・5月分について、歳入年度を組み替えた該当一覧			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・確認項目の記載に異議はありません。(E市)		
	還付年度切 替該当	帳票への意見				返金未済データの歳出年度を更新した該当一覧			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・異議ありません。(E市)		
		帳票への意見	-	還付加算計算書の追加		市民に計算過程を求められたときに提示できる。 計算過程が明らかになることで利率の改正等の確認ができ、事務処理ミスが減少する。			反映する	●	【提案】帳票を追加する。	・異議ありません。(E市)		
	口座振替登 録申込書	帳票への意見		(帳票概要(帳票の用途)) 納税者が口座振替の登録依頼を行う申込書(依頼書) (実装すべき帳票) ●	宛名番号や納税義務者名など、事前に印字することが可能な項目を個別に印字しておくことで、記入事項が削減できるうえ、届いた納税義務者へ口座登録することが予防できる	オンライン/タッチ処理で宛名番号等も出力する場合、宛名番号等、印字可能な項目を事前に印字することで正誤率が向上するため、行政事務のデジタル化の促進が期待できる。	A I - O C R 等の I C T 活用を見据えた場合、宛名番号等、印字可能な項目を事前に印字することで正誤率が向上するため、行政事務のデジタル化の促進が期待できる。	機能要件2.2.12に定義されている左記の理由により実装すべき機能・帳票と考える	要検討	●	【確認】宛名番号や納税義務者名など、事前に印字することが可能な項目を個別に印字しているか。	・該当帳票をシステムから出力していません。(A市) ・していない(B市) ・指定資産税、市県民税(普通徴収)を納付書で納付している方に対して、当初納税通知書に整理番号と納税義務者名を印字した口座振替依頼書も同封している。この分に関しては納税通知書作成時のデータを利用して依頼書も作成している。通常は3枚複写の口座振替依頼書を使用しているので、印字はされていない。(E市) ・発行では運用なし。(F市) ・印字していません。(I市) ・していません。(K市)	運用していないという意見が多数のため、定義しないこととします。	●
	口座振替廃 止通知	その他	「実装すべき」及び「実装しなくても良い」帳票両方に掲載なし	実装すべき帳票に追加	口座廃止届を提出した納税義務者に、正確に廃止手続きができていないか、また、廃止年月日の確認のため送付が必要				要検討	●	【確認】口座振替廃止通知をシステムから出力しているか。 ・システム出力していません。必要性は低いと考えます。(A市) ・口座廃止の通知は行っていない(B市) ・(C市) ・出力していない。(E市) ・通知不能による職権廃止をした際に、廃止通知書をシステムから出力している。(F市) ・(H市) ・口座振替廃止届を提出した納税義務者向けには送付していませんが、長期不能により職権解約対象とした納税義務者に対しては口座不能通知書の1種として「口座振替廃止のお知らせ」(納付書付き専用紙)をシステム出力(口座不能通知と同時に長期不能をシステムで判断し出力)し、送付しています。(I市) ・機能はありますが、内容が不足するため、システムから出力していません。(K市)	システム出力していないという意見が多数のため、定義しないこととします。	●	

